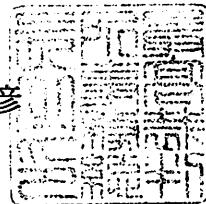


令和元年8月23日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条1号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

平成29年中に、最高裁判所表彰規程2条に基づいて表彰された人の名簿

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対して、令和元年6月12日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件苦情申出の対象とされた最高裁判所長官表彰被表彰者名簿の不開示部分は被表彰者の氏名、年齢等であるが、これらは一体となって、行政機関情報公開法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

なお、最高裁判所長官表彰は25年以上勤続し、勤務成績が良好である職員に対して退職の日に表彰するものであるところ、職員の勤続年数、退職日

及び表彰を受けた事実等の被表彰者に係る情報は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

イ 本件苦情申出の対象とされた所属長表彰被表彰者名簿の不開示部分は被表彰者の氏名、年齢等であるが、これらは一体となって、行政機関情報公開法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

なお、所属長表彰は20年以上勤続し、勤務成績が良好である職員に対して毎年10月1日に表彰するものであるところ、職員の勤続年数及び表彰を受けた事実等の被表彰者に係る情報は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

ウ よって、本件苦情申出の対象とされた各文書につき、その一部を不開示とした原判断は相当である。